



分科会資料のペーパーレス化の試みも始まった

介護職員以外にも加算

厚労省 処遇改善で職場定着へ

厚生労働省は15日、2019年10月実施予定の介護人材の処遇改善について、介護職員以外にも充てられる加算を設ける方針を社会保障審議会介護給付費分科会に示した。現行の介護職員処遇改善加算は介護職員に限定されてきたが、生活相談員や事務職員なども対象とする。政府は処遇改善について、消費税10%への引き上げによる増収と介護保険料でそれぞれ1000億円を確保し、経験や技能のある介護職員に重点化しつつ、他の職員にも柔軟に運用できるようにする方針を示していた。それを踏まえ厚労省は、介護職員の処遇改善を一層進めることで職場定着を促すことを基本とし、その上で他の職員の処遇改善に充てられるようにする考えを示した。

また離職理由の上位である「将来の見込みが立たない」ことに対応するため、事業所のキャリアパスの取り組みと整合性のある仕組みを検討する。人材育成や雇用管理改善などを支援し、働きやすい職場環境づくりを後押しする内容とする。

制度の詳細は今後議論されるが、厚労省は現行の加算Iより上位の加算を新設するのではなく、加算I、IIは要件を追加して別の加

算を上乗せする手法などが考えられるとしている。

同日はこのほか、21年度の介護報酬改定に向けて18年度を行う調査研究のテーマも決ま

った。介護保険サービスの質の評価、介護ロボットの効果、福祉用具貸与価格の適正化、特別養護老人ホームの安全衛生管理など7項目で、近く調査票を配

布し、19年3月に結果をまとめる。

また消費税10%への引き上げに対する関係団体へのヒアリングの第1弾も行われた。日本認知症グループホー

ム協会は介護報酬を引き上げることや、介護ロボットの購入費、派遣職員の費用への配慮なども求めた。

(榎戸新)

「効果の検証不十分」

財務省 介護報酬改定に提言

財務省は9日、社会保障費の抑制に向けた改革案を財政制度等審議会財政制度分科会に示した。介護に関しては報酬改定の効果について十分な検証ができていないと指摘し、P

DCA（計画↓実行↓評価↓改善）サイクルの手法を取り入れるよう提言した。

各種加算が目的を達成するためにきちんと機能しているか、利用者が必要なサービスを選択できるような判断ができるよう簡素な制度になっているかな

などを検証の視点として提起。それらの結果に基づいて、より効果的な加算の在り方を検討したり、加算を整理・統合したりすることを求めた。

また介護事業経営実態調査についても言及。複数の施設・事業

所を経営する多様な事業者の状況を適切に把握できるよう調査手法や集計方法を見直し、低い有効回答率（17年度は47%）を向上させることも求めた。

そのほか、これまで主張してきた内容も改めて提言した。介護事

業者の統合・再編の促進、利用者負担の原則2割への引き上げ、要介護1、2の生活援助サービスの地域支援事業への移行などだ。

財務省は議論を重ね、11月をめどに19年度予算編成の建議をまとめる。（榎戸新）